

セーフティネット貸付の延長・拡充等

■ 概要

日本公庫のセーフティネット貸付、商工中金による危機対応貸付等について、4兆円の事業規模を追加措置(これにより、総額21兆円の利用を想定)し、平成22年度末まで延長する。

■ 対象

- ・社会的、経済的環境の変化の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方。

■ 内容

○貸付条件（日本公庫・運転資金の場合）

- ・貸付限度額: 中小事業(旧中小公庫) 7億2,000万円
国民事業(旧国民公庫) 4,800万円

- ・貸付期間: 8年以内(据置期間: 3年以内)

- ・貸付利率: 基準利率(中小事業: 1.75%(注)、国民事業: 2.15%(注))。

(注) 貸付期間5年以内の基準利率(平成22年1月15日現在)。利率は、担保の有無、返済期間その他個別の事情により変動。

○金利引下げ措置の延長・拡充

特に業況が悪化している事業者に対する、▲0.3%の金利引下げ措置を延長(平成22年度末まで)。

雇用維持・拡大に取り組む事業者に対する▲0.1%の金利引下げを▲0.2%に拡充(平成22年度末まで)。

無担保貸付又は第三者保証人を必要としない貸付の円滑な実施のため、金利引き下げ措置を延長(平成22年度末まで)。

- ・中小: 上限金利(3%)の適用
- ・国民: 第三者保証人不要融資制度の上乗せ利率を0.3%(0.65%を0.35%に)引下げ

■ 事業規模の追加措置

日本公庫 11.8兆円 → 13.4兆円 商工中金 3.3兆円 → 4.2兆円 条件変更 1.5兆円 → 3.3兆円